

平成29年度第1回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：平成29年6月2日（金） 8：40～10：30

場所：市役所 第2庁舎3階 302会議室

（開会）

建産部長 皆様おはようございます。ただ今から、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成29年度第1回会議を開催いたします。私、本日進行を務めます建設産業部長の松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、皆様におかれましては、古賀市上下水道事業経営等審議会委員の就任につきまして、ご承諾いただき、誠にありがとうございます。また、本日早朝よりご多忙中にもかかわらず、会議に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

なお、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただくことをご了承いただきたいと思います。

1. 市長挨拶

建産部長 会議に入ります前に、市長より挨拶を申し上げます。

市長 おはようございます。古賀市長の中村でございます。

このたびは、上下水道事業経営等審議会委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。また、大変お忙しい中、早朝からの審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

古賀市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業、そして合併処理浄化槽設置補助事業の3本立てでその整備を行っております。公共下水道事業と農業集落排水事業は各々特別会計を設けて事業を行っています。特別会計であるこの2つの下水道事業は、その汚水処理にあたって使用料収入等により独立採算により運営を行うことが原則となっております。

古賀市の下水道事業については、事業の効率化等を進め、取り組んでおり、自らの経営状況について現状を把握し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むため、来年度には公営企業会計を導入し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むべく歩みを進めておりますが、現状は一般会計からの繰入金に一部依存をし、運営を行っている状況であります。更に施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、施設整備や維持管理にかかる人件費をはじめとした経費の増大など下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

下水道事業は、市民の日常生活に欠くことのできない重要な社会基盤であり、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続していくことが求められています。そのためには経営基盤の強化は不可欠であると考えています。

まずは、下水道事業について審議していただきますけれども、答申後は水道事業について

でも審議していただく予定にしております。つきましては、上下水道事業の健全な経営ということ念頭に置かれまして、委員の皆様には活発な御意見をお願いし、十分な御議論をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱書の交付

建産部長 続きまして、市長より委嘱書を交付します。

(市長から浦野氏へ委嘱書交付)

3. 自己紹介

建産部長 それではここで、ほとんどの方が初対面だと思いますので、簡単に自己紹介をしていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

各委員 (自己紹介)

建産部長 続きまして、副市長及び事務局職員の紹介をいたします。

(事務局紹介)

(会議の成立及び資料の確認)

建産部長 本日は、委員8名中8名全員のご出席をいただき、会議の成立要件である過半数を満たしていますので、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をいたします。次第の次のページ、資料一覧をご覧ください。お手元に資料は全てそろっていますでしょうか。

4. 会長・副会長の選任

建産部長 続きまして、当審議会の会長及び副会長の選任にうつります。

資料1－3古賀市上下水道事業等経営等審議会条例をご覧ください。第5条に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されており、第6条に「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されています。そこで、会長、副会長を選出していただきたいのですが、立候補又は推薦はございませんでしょうか。

特に立候補などございませんようでしたら、事務局案といたしましては、会長を大久保委員に、副会長を後藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員 結構です。

建産部長 それでは、ご異議がないようですので、会長を大久保委員に、副会長を後藤委員にお願いしたいと思います。大久保会長及び後藤副会長は、それぞれの席へご移動をお願いします。

建産部長 大久保会長から、ご挨拶をお願いいたします。

会長 改めまして、ご挨拶させていただきます。この審議会の会長に選任されました、花見東2区の行政区長をしております、大久保と申します。縁があり、区長その他で色々と市

のためにお役に立てばということで、この委員を引き受けました。会長ということで、委員の皆さんと一緒に審議をつくしまして、よりよい答申ができればと思っております。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

建産部長 それでは、ここからは、会長に進行をお任せしたいと思います。
会長、よろしくお願いいたします。

5. 付議事項

(1) 会議及び会議録の取扱いについて

会長 付議事項の(1)から(6)まで順に進めてまいります。
事務局から説明をお願いします。

下水道課長 それでは、会議の公開、非公開の取扱いや会議録の作成方法などについて、平成20年度に開催した会議において、ご承認いただいた内容ではございますが委員さんも大幅に入れ替わっていますので、再度お諮りしたいと思います。

資料1-4をご参照ください。古賀市情報公開条例第23条「会議の公開」でございますが、第1項で法令等の規定によって非公開とされている会議は除きまして、「実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議を公開するものとする。」と規定されております。この審議会は、附属機関に該当いたします。こういった会議につきましては、会議及び会議録は原則公開とされております。

ただし、「個人情報等の不開示情報が含まれている議事について審議等を行う場合」や、「会議を公開することによって公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると出席議員の3分の2以上で決したとき」には、非公開とすることができると規定されております。事務局といたしましては、前回の例に照らしまして、また、今回の内容につきまして、非公開に当たらないと考えております。

具体的な傍聴の要領につきましては、5ページ「傍聴要領(案)」のとおりでございます。会議につきましては、基本的に公開にいたしたいということと併せて、この傍聴要領のとおりに行って参りたいということでございます。傍聴につきましては、事前受付をし、10分前に受付を終了します。会場の都合にもよりますので、会議に支障のない範囲での公開として、人数10人以内と考えております。会議につきましては、事前にホームページで案内を行っておりますので、希望される方はそれを見て来庁され、手続をとられるということになります。

また、公開の中身でございますが、8ページの情報公開条例施行規則第16条にございますような内容、そして議事録も公開の対象です。議事録につきましては、要点筆記で調整し、発言者名は伏せて「会長」又は「委員」などと表現して作成し、ご承認を得た後にホームページ等で公開したいと考えております。

以上、事務局の案でございますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 「会議及び会議録の取扱い」について説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はないでしょうか。無いようでしたら、承認したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議ありません。

会長 それでは、ご意見がないようですので、承認することといたします。
傍聴を希望する方がいらっしゃれば、入室していただいてください。

下水道課長 第1回に限り、9：30までの受付としております。現時点では、傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。今後希望があれば、随時入室していただくこととしたいと思います。

(2) 諮問

会長 それでは、中村市長、お願いします。

市長 (諮問書の読み上げ。会長へ諮問書を交付)

会長 ただ今、市長から、「古賀市下水道事業経営のあり方について」ということで、諮問書を受け取りました。この審議会で、いい答申ができるように、皆さんと審議していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

建産部長 諮問書の写しにつきましては、資料1－5としてお手元に配布しております。
市長と副市長は、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

下水道課長 ここで、(3)に入ります前に資料1－6に今後のスケジュールにつきまして、会議内容を挙げさせていただきます。

本日の内容は、下水道事業とは、また、古賀市の下水道事業ではどのようなことを行っているのか、その概要につきまして、ご理解いただけるようご説明申し上げたいと思っております。次回以降につきましては、財政状況について詳しく、特に使用料、受益者負担金・分担金の状況について近隣の状況等と比較しながらご説明していきたいと思っております。経営状況等の説明を詳しく行いつつ、皆様のご意見をおまとめいただき、第4回で答申として、市長にお示しいただければと思っております。タイトなスケジュールでご迷惑をおかけしますがどうぞご意見をよろしく願いいたします。

会長 ややハードなスケジュールではございますが、皆さんよろしいですか。

下水道課長 今回は、第1回の会議でございましたので、当日資料をお渡ししておりますが、次回以降につきましては、事前に資料を配布しご覧いただくようにしたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

(3) 下水道事業の現状について

会長 それでは、(3)にうつりまして、下水道事業の現状について。下水道の役割、古賀市の下水道事業について、事務局から説明をお願いします。

下水道課長 資料1－7古賀市の下水道事業をご覧いただきたいと思います。

(P2) 下水道は、水の循環の中で、使った水をきれいにして、海や川に戻すという大きな役割を担っています。自然環境に負荷をかけないレベルにまできれいにして、公共用水域に戻す、下水道の方では、いわゆる家庭雑排水といわれる汚水とし尿まで含めたものを処理して自然界に還すという役割を担っています。上水道とよく比較をされますが、上水道というのは、いわゆる自然界にある水を飲めるレベルにまでし、皆様に供給する役割のものでございます。同じもののようには考えられがちですが、申し上げたとおり、下水道は、汚水を自然界に還すレベルに処理するものです。下水道は管渠で集水し、1メートルから細いもので20センチの管が網羅されています。水道管はもっと細いもので、加圧して送る、圧送しております。下水道はというと、自然流下、高いところから低いところに流れるという自然の摂理を利用して移送する方式で、その点においても違いがあります。

下水道の役割として、下水道は汚水の収集処理、雨水の排除という機能を有しております。自然環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、河川湖沼や海といった公共用水域の水質保全についても下水道の重要な役割であり、また、資源の有効活用、具体的に申し上げますと、処理場から出る汚泥や消化ガスの活用等、下水道で有する資源の活用も近年叫ばれているところです。

(P3) 下水道の種類ですが、市長の挨拶にもありましたとおり、古賀市において、中心市街地においては公共下水道事業、中山間地域においては農業集落排水事業、また、こういった集合処理が未整備のところについては、合併処理浄化槽の設置補助、個人さんが浄化槽を設置することについての補助を行う、その3本立てで下水道事業を進めているところです。この図では、「農村部の集落は農業集落排水事業で整備」とありますが、数集落単位で管渠を布設し、そちらに処理場を建設するという事業、市内では小山田、薦野・米多比をそちらで進めているところです。農業集落排水事業につきましては、処理場の規模が小さいということで、汚濁負荷の変動を受けがたいということ、処理方式が浄化槽方式であることから工場排水については処理が困難という弱点があります。ここから発生する汚泥は、一般廃棄物として取り扱われますので、し尿処理場で処理されます。

続いて、古賀市の中心を担う公共下水道事業についてです。古賀市の公共下水道は、「単独公共下水道事業」と呼ばれるもので、市の中に処理場を設けて処理を行うものです。それ以外に「流域下水道」というものがございます。近隣で申し上げますと、多々良川の流域に福岡県の処理場がありますが、複数のまちの汚水を県の処理場でまとめて処理する手法が「流域下水道」です。「単独公共下水道」は、福岡市、久留米市、北九州市の大きなところだけでなく、近隣の宗像市、福津市、新宮町も単独公共下水道で行っています。古賀市の公共下水道のもう一つの特徴としては、汚水排除方式が「合流式」「分流式」、二つの排除方式を持った下水道であるということです。「分流式」とは、汚水だけを集めて処理する方式、「合流式」というのは、汚水と雨水をあわせて処理場に移送

する方式です。先ほどご説明しましたが、浸水対策というのが下水道の最初の目的としてございます。合流式下水道というのは、古いもので、早い時期に下水道の取組みを始めた市町村が、一部合流式を採用しているところですが、合流式下水道を持っているのが、近隣では大牟田市、福岡市などです。古賀市は、合流式下水道、分流式下水道を持った単独下水道であるということをご理解いただければと思います。合併処理浄化槽については、面整備が整っていないところについて設置補助を行っているということで、古賀市の下水道事業を進めているものです。

(P 4) 古賀市では、中心市街地の浸水対策として昭和 36 年に都市下水路整備を開始し、昭和 41 年度に本格的な下水排除と下水処理、いわゆる水洗便所が可能になる「公共下水道事業」に着手。市政の重要施策の一つとして積極的に推進し、その区域の拡大を行ってきました。市街化区域を中心として、整備を進めてきております。また、公共下水道の認可区域以外については合併処理浄化槽設置補助金制度を平成 2 年に創設し、個人の「合併処理浄化槽」の設置を推進してきました。公共下水道の認可区域以外の河川等公共用水域の水質悪化を受け、公共下水道計画区域外、いわゆる農村集落の下水道整備を行う必要性が出て、平成 12 年度に小山田地区の「農業集落排水事業」に着手、以後、筵内・久保（鴻巣）地区、町川原・谷山地区、薦野・米多比地区と整備を進めてきました。なお、筵内・久保地区、町川原・谷山地区は、後に公共下水道区域に編入をし、処理を行っております。公共下水道事業は国土交通省所管、合併処理浄化槽は厚生労働省、農業集落排水事業は農林水産省という、所管が 3 省にまたがる事業を調整しつつ進めております。

今後の展望としましては、平成 37 年度には、市内のほぼ全域を公共下水道又は農業集落排水の集合処理で、整備を終わらせたいと考えております。ただし、遠隔地等で点状にしている家屋につきましては、事業効果も考慮いたしまして合併処理浄化槽も一部残りますが、そこを除いては、平成 37 年度の完了を目指しております。

資料 1－8 の 3 ページをご覧ください。こちらがただ今定めております古賀市の汚水処理構想です。赤で塗っている区域が公共下水道の処理区域、公共下水道が使える区域です。南側の赤で斜線を入れて表現をしている地域、こちらが青柳、小竹地区ですが、公共下水道の方が効果的であるということで、公共下水道で整備をするべく、手続を進めているところです。中心部分、緑で塗ったところが農業集落排水事業で既に整備し供用開始している小山田地区です。北側の斜線でハッチングしている箇所が薦野・米多比地区で今、農業集落排水事業で整備を進めているところです。ここについては、本年度 4 月に一部供用開始しています。クロスでハッチングをしている箇所、薬王寺地区ですが、こちらも農業集落排水事業で整備する予定で、薦野・米多比地区の整備が整った段階でこちらの整備に取り掛かりたいと考えております。

(P 5) 古賀市公共下水道事業の平成 28 年度末の進捗状況としましては、事業認可区域 1,035ha のうち整備済み面積が 963ha です。事業認可区域には、家屋が建

っていない区域も含まれておりますので、基本的には、認可を受けているところについては、ほぼ整備が終わっているとご理解いただきたいと思います。先ほど申し上げた、青柳・小竹地区については手続き中でまだ認可を受けていませんが、認可後直ちに整備を進めていきたいと考えています。28年度末の実績として表に挙げていますが、処理区域人口が49,890人、こちらは水洗化が可能な人口です。この中には一部、経済的な理由で接続されていない方もございますが下水道の整備としては終わっています。人口普及率を85.2%としていますが、これはあくまで公共下水道の行政人口に対する普及率ですので、残りにつきましては農業集落排水事業、合併処理浄化槽で処理を進めて参ります。処理区域面積は963ha、今ほとんど整備は終わっています。年間処理水量が7,385,000t、こちらは先ほど申し上げました合流、分流の合計、この量を花鶴川河口にあります処理場で処理を行っております。一日平均処理水量は20,233t、処理場の処理能力が一日平均33,700tですので若干余裕がありますが、青柳、小竹地区をつないで、この余裕を解消していきたいと思います。既に布設しております管渠の延長が269km、大きなものでは内径1.5m程度のものから、小さいものでは内径20cmの管が布設されています。処理場については昭和53年から整備していますが、特に処理場に近いものについては古く大きい管ですので、今後更新に費用がかかってくるということもご理解いただければと思います。

行政人口と公共下水道処理人口の推移ですが、行政人口は右肩上がり、処理人口もより勾配を高く普及を進めているところです。平成28年度行政人口58,540人、処理人口49,890人、その差の8,650人については、農業集落排水事業の区域、合併処理浄化槽の世帯、またその他未整備の地域の方ということになります。先ほど申し上げたとおり汚水処理構想を平成37年度には達成したいということもあり、この差については徐々になくなっていくものと思われれます。

(P6) 農業集落排水事業の区域について、小山田地区が平成16年4月に供用開始し、480人規模で、現在使われています。筵内・久保地区を平成18年10月に、町川原・谷山地区を平成24年10月に供用開始しましたが、こちらについては、公共下水道に接続し、区域編入をし、公共下水道の処理場で処理されています。現在、薦野・米多比地区について進めています。4,700人規模の人口を有した区域で、現在米多比地区が完了し、薦野地区の管渠を整備中で、平成31年の完成を目指しています。薬王寺地区については、未着手ですが、こちらについては、1,500人規模の人口を有した区域です。

(P7) 市の合併処理浄化槽についてですが、浄化槽の設置数が1,548基、処理人口が9,503人となっており、先ほどの処理人口と合わないかと思いますが、こちらは工場等の事業所の人数が入っておりますのでこのような人数となっております。なお、合併処理浄化槽につきましては、各個人が設置、各個人の責任において管理することとなっております。概ね月1回の定期管理と年1回の汚泥の引き抜き、それをご家庭

の負担又は会社の経費で行っていただいています。公共下水道と農業集落排水事業については、使用料をいただいて、処理場の管理、管渠の管理を行っており、その点で合併処理浄化槽と異なっております。

以上、古賀市の下水道事業の現状について簡単ではございますが、ご説明いたしました。

会長 事務局から下水道事業の現状について、下水道の役割と古賀市の下水道事業について、説明がありましたが、なにかご意見やご質問はありませんか。なかなか複雑で、広いのですね。

ご意見がなければ、次に進みましょう。

（４）下水道事業の財政状況等

会長 続きまして、（４）下水道事業の財政状況等についてお願いします。

下水道課長 （Ｐ８） それでは、下水道事業の財源についてご説明します。下水道事業の財政の仕組みですが、さきほど市長の諮問にありましたように、下水道事業は、企業性、経営性の発揮と、公共の福祉の増進を経営の基本原則とするもので、その経理は、特別会計を設けてこれを行うこととされています。古賀市においては、「公共下水道事業特別会計」、「農業集落排水事業特別会計」を、各々設けています。このたびは、この二つの会計について審議、答申をいただくということで諮問させていただいております。なお、特別会計や企業会計を設けて経理を行う事業では、「独立採算制」をとるのが原則です。「一般会計において負担すべき経費を除いた部分」と書いていますが、汚水を処理することは、公共用水域の水質保全につながりますので、そのような経費について、総務省からこの経費については一般会計から繰り入れすべきであると示されている繰入基準がございます。それに基づき、税金から特別会計に繰り入れを行う基準内繰入、それを除いた部分については使用料や受益者でまかなっていくというのが原則となっています。また、いわゆる資本費、管渠の布設であるとか処理場の建設にかかる経費については、国の補助金や受益者負担金、地方債をもって資本を形成していくということです。なお、この地方債というのは、いわゆる借金で、その返済にも使用料等を充てていくということになります。基本的に下水道事業を運営していくには受益者の皆さんから受益に応じた使用料を徴収し、事業を行っていくということが原則になっているということをご理解いただければと思っております。

地方債についてですが、どうしても下水道整備については一時期に多額のお金がかかります。その多額のお金を担保しつつ事業を進めていくためには、借金、地方債に頼らざるを得ません。また、形成された資本、特に管渠あたりは耐用年数が５０年で、その間その利益を受ける方というのは変わっていきますので、そのような受益者にも負担をしてもらうことで公平性を担保する必要がある、そのため、地方債を充てて、借入金を毎年毎年返済していく考え方に基いたものになります。

下段「雨水公費・汚水私費の原則」について。費用につきまして、雨水は、自然現象に

よるもので、原因者が不明であるため公費が負担すべきものと位置づけられております。また、汚水に係る経費については、受益者が負担するというのが原則でございますが、公共的な役割である公共用水域の水質保全に要する経費は、公費で負担するということもあり、汚水に係る経費については私費である使用料と、公費の一般会計繰入金で負担するということになります。

（P 9）下水道事業の運営に必要な経費は、施設の維持管理費や減価償却費、これは地方債の償還費としてご理解いただければと思いますが、そして企業債の支払利息などで構成されており、そのうち繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入によりまかなう経費とされております。図にそれぞれ維持管理費と資本費（起債償還費、これが減価償却費です）を挙げておりますが、それぞれ、私費と公費で担う部分を示しております。私費の中の使用料収入不足分として一般会計繰入金（基準外繰入金）として記載しております。市長の諮問に「一部一般会計に依存している」という表現がありましたが、それがこの部分です。どうしても下水道事業を進めるに当たって財源措置が必要とありますので、一部基準外繰入として、一般会計から繰入をし、事業を行っている状況です。本来であれば使用料収入をもって充てるのが原則でございますが、なかなか達成し難い面がございますので、この必要性について、財政部局と協議し、繰入を行って事業を進めているところです。

下段「下水道使用料」について。古賀市の下水道使用料の体系は、使用水量に関係なく負担する基本料金と、使用水量に従って負担する従量料金で構成された二部料金制となっています。市内を2つの区域に分けて、隔月に水道メーターの検針を行い、2か月分の水道使用量をもとに算定し、水道料金とあわせて徴収しています。下水道の使用量というのはなかなか把握しにくい面がございますので、水道の使用量をもって下水道の使用量とみなすことにしています。井戸水を使う場合には、使用人数による認定水量又は個別に設置されている水量メーターによって使用料を個別に算定しています。

下水道の料金表をご覧くださいとお分かりいただけるかと思いますが、基本料金16[㎥]まで2,000円、それを超えるものについては1[㎥]ごとに使用水量が増えれば増えるほど単価が増える累進制もとらせていただいております。井戸水については、表を横に見ていただいて、1人住まいの家庭については、雑排水が月5[㎥]、トイレが1[㎥]、お風呂が4[㎥]で合計10[㎥]といったように固定的な水量として算定します。井戸水と上水を併用している家庭もありまして、お風呂だけは井戸水を使用しているというところだと、水道の使用量とお風呂の使用水量4[㎥]とを合計して使用料を算定することになります。

（P 10）受益者負担金・分担金について。下水道が整備されることで、汚水の排除、水洗便所への改造などの環境改善が図られ、利便性、快適性が向上し、土地の資産価値が増進されます。この利益を受ける人、受益者に建設費の一部を負担していただき、下水道を早く計画的に整備しようというのが下水道受益者負担金です。都市計画事業とし

て行われる公共下水道事業については都市計画法を根拠とする「受益者負担金」、都市計画事業以外の農業集落排水事業については地方自治法を根拠とする「受益者分担金」を、各々徴収させていただいております。下水道整備の利益を受ける土地（受益地）に一度限り、受益地1㎡当たり600円を乗じて得た額を受益者にお支払いいただいております。土地に対して一度限りの負担ですので、所有者がかわったために再度賦課するといったようなことはございません。こちらについては、事業を進捗するための財源として、また、払ったという認識により接続を促す効果もございます。

下段「建設費財源」について説明いたします。公共下水道事業の建設費財源として挙げておりますが、農業集落排水事業も概ね同じような財源構成になっております。国庫補助対照事業費の50%、改良事業によっては55%の補助制度もありますが、約50%の国庫補助を国から交付され、市の財源と共に行う補助対象事業、また市の財源のみで行う単独事業があります。その一部に先ほどの受益者負担金・分担金を充当し、事業を進めているところです。受益者負担金の割合を5%としていますが、概ねこの受益者負担金が総事業費の約1%に当たるということです。ただし、この受益者負担金を充てて事業を行うというのは、事業を拡張していくときの考え方が主になっています。新たに区域編入していけばそちらの方に負担していただきながら事業を進めることとなりますが、新たに更新・改築を進めるに当たっては、既に受益者負担金をお支払いいただいている方についてのものになりますので受益者負担金は充て難く、国庫補助の財源、単独事業については地方債でまかなってということになります。

（P11）使用料の最新の納付状況ですが、公共下水道については、納めていただく額として856,000千円、実際の納入額は849,000千円ですので徴収率は99.2%、農業集落排水事業は、それぞれ2,981千円、2,897千円、97.2%。農業集落排水事業は、小山田のみであるため小さい金額となりますが、薦野・米多比地区の分が今後増えていきますので、使用料としても上がっていきます。

（P12）公共下水道事業の収支の推移、こちらは参考としてあげています。昭和53年、63年、平成10年、20年、27年と、変動が激しくなっています。これは、投資が大きければ、国の補助と地方債の収入が大きくなりますので、予算決算は膨らみます。固定的な支出、起債の償還とか、施設の維持管理費、汚泥の処理費等は毎年上がっているということです。

下段には、平成27年公共下水道事業決算の収支をあげています。歳出ですが、公債費いわゆる借金の返済が55%、処理場等の管理費が28%、設備の投資費に当たる事業費が17%です。事業費につきましては、国費、県費、地方債、分担金負担金をあげています。使用料を充てているのが、公債費と管理費です。本来なら歳入の市債と事業費を比較しまして市債の方が少なくないとおかしいのですが、過去に借り入れた地方債の特例措置として再度借り入れる制度がございまして、数字としてはおかしいかたちになりますが、歳入内訳が、使用料・手数料47%、市債19%、一般会計繰入金30%、

この繰入金には、先ほど申し上げた基準外繰入金も入り、歳入歳出の収支バランスをとっているということをご理解いただければと思います。

(P 13) ここ近年の経営改善に向けた取組みを思いつくままにあげております。

まず、料金未払者への給水停止措置、こちらは平成22年11月に開始しております。悪質な料金未納者に対し、水道の供給を停止するものです。下水道は、排水を止めることはなかなかできません。これは、水道料金と下水道使用料の納付書一括化の効果によるものですが、どちらか一方だけを支払うのは難しいという環境を整えたことで、収納率が向上しております。また、コンビニエンスストアでの料金収納も平成24年4月から可能といたしました。休日や夜間、いつでもお支払いいただけますよということで、以前滞納者の巡回のときに、「払いに行ってもいつも閉まっているじゃないか」と言われていましたが、そういった逃げ口上は使えないということで効果をあげてきています。

(P 14) 公共下水道使用料収納率の推移を載せております。平成20年度の現年度過年度合計の収納率は94.88%でした。平成27年度においては98.16%まで向上しております。この差が3.28%、さきほど、公共下水道の料金8億6千万円ほどと申し上げましたが、仮に8億といたしますと2,560万円ほどの収入が増えたということになります。グラフの下の方にあがっているのが過年度いわゆる滞納分ということになりますが、料金徴収等で相談をしながら徴収しているところですが、こちらについては右肩上がりとはいきませんが、現年分の徴収率を上げていけば滞納分が減っていきますので、これも一つの手段かなと思っております。

下段にその他経営改善に向けた取組みとして6項目ほどあげています。まず、水再生センターの運転管理業務委託、こちらは雨天時の対応人数が臨機応変に対応できる、民間会社のスキルや技術、ノウハウが活用できるのがメリットです。水再生センターについては供用開始当初から民間委託しておりますが、ここ近年につきましては、競争入札で業者を決定し、3年間の長期継続契約でコスト削減を図りながら管理を行っています。日常の管理もさることながら、軽微な修繕、補修も業務として行っております。

2番目は、何度もご説明しておりますが、農業集落排水事業施整備を行った地域の公共下水道への編入。当初農業集落排水事業で接続を行うのが効率的である、公共下水道の処理にも余裕幅が少ないということだったのですが、再検証を繰り返しながら編入に至っています。最近ではよくみられるようになりましたが、筵内・久保地区を編入したときには、九州では初めての事例だったと記憶しております。これについては、下水道事業に関わってこられた先輩方のご苦労があらうかと思っております。

3点目、下水道への接続推進のための水洗便所改造奨励金の交付です。3年以内に接続された方につきましては、大便器1基又は浄化槽1基当たり5万円の補助をしております。利用者への措置はもちろんですが、早急な接続をしていただければ、使用料が早く徴収できるということで、大きな効果をうんでいるところです。この補助につきましては、一般会計からの繰入基準に入っておりますので、下水道とすれば大きなメリットに

なろうと思っております。

4点目、資源の有効活用について、公共下水道で発生しております汚泥につきまして、堆肥やセメントの原料として再利用を行っております。費用は発生しておりますが、単純な焼却処理を行うよりも処理費用が安価ですので、このように再利用しております。また、消化を行ったことで発生するガスを活用して、場内で発電を行う事業の検証を進めているところです。

5点目、下水道のストックマネジメントの導入については後ほど説明したいと思います。

6点目、水道メーターの検針委託について、これについては人件費の効率化をはかり、業務が確実に実施できるようになっています。

(P 15) 平成27年10月に下水道使用料の見直しを行いました。全体平均7.2%の値上げ、基本使用料設定の見直しを行いました。基本料金につきましては、今まで2か月20m³までを基本料金の範囲内としていましたが、同一の納付書ですので、水道と肩をあわせて16m³までとし、それとあわせて超過した分の使用料を表の右欄のように改定したということです。さきほどの8億をベースとして考えて、5,600万円から5,700万円ほどが効果額としてあがっていますが、近年の労務単価の上昇の影響もあり、なかなか追いついていないというのが現状です。

以上、下水道事業の財政状況等についてご説明いたしました。

会長 下水道事業の財政状況等について、ということで縷々ご説明がありましたが、何かお話を聞いて、というところはございましたか。

下水道課長 今後の会議の中で、財政状況につきましては詳しくご説明する予定にしておりますので、今回はつかみとしてご説明いたしました。

会長 複雑で、すぐにはわかりませんが、なにかありませんか。
よろしいですかね。

下水道課長 続きまして、資料1－8処理場の概要につきましてご説明します。

(P 1、P 2) 図面で申しますと、まず汚水が①沈砂池に入って②、③、④と経由して最終的に⑩の管渠から大根川に放流されるという流れになっています。処理方式は、標準活性汚泥方式という微生物を利用した処理を行う方式です。②③④は、それぞれ6つの水槽で横に流れていきます。下二つが合流式、上の4基が分流式の水槽になっております。若干の余裕があるため、一番上の水槽は稼動しておりません。③曝気槽1池の大きさは、幅7m、長さ66m、深さ5m、想像していただければ結構大きなものであることがお分かりいただけるかと思います。こういった施設で汚水の処理をしているということです。水再生センターは昭和53年に供用開始をしておりますが、機械につきましては適宜更新をしておりますが、建設躯体、建物や水槽については、すでにそれだけの時間が経過していますし、配管についても老朽化しているということをご理解いただ

ければと思います。施設の内容は、1 ページに記載しておりますので、ご参照いただければと思いますが、⑩に記載しているように、放流する際の水質は、BODが平均して2 p p m、S Sが3 p p mですので、十分な処理を行い、公共用水域の良質な水質を保っているということになります。

(P 4) 続きまして、消化ガス発電事業について。現在、汚水処理場で発生した汚泥を消化槽というところで消化させています。この効果として、減容化つまり量が減ります。消化、発酵することで、副産物としてガスが発生します。現在そのガスはボイラーに送り、発酵する際の熱源として、消化を加温することに活用し、余剰ガスは、燃焼させて大気中に拡散させております。ここ近年、小規模なガス発電技術が向上したこともあり、このガスを活用できないかということで、取組みの検討を進めています。この取組みは、発生したガスを発電機、ガスエンジンのようなものでまわせば電気も発生しますし、熱が発生します。この熱源で、消化槽を加温し、あわせて電気を発生させて売電するという取組みを検討しています。経済産業省によるF I T制度を活用し、民間事業で、民設民営で市とすればガスを売却することで売却益が得られる、民間事業者は、得たガスで発電し売電することで収益を得るという計画で取組みを進めています。

さきほど、取組みのところで触れましたストックマネジメントの導入については、担当係長から説明させます。

下水道係長 (P 5) まず、用語の定義ですが、下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に明確な目標を定め、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。資料のストックマネジメントの導入というところですが、現在、古賀市においては長寿命化計画という計画を策定し、この計画に基づき、改築等を実施しているところです。ただし、この長寿命化計画は、5年程度の短期的な計画です。下水道施設を財源等の制約の下、適切に管理していくためには、この短期的な視野による改築だけではなく、中長期的な視点で、下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで事業費のさらなる削減を図ることが重要であると考えています。また、現行の長寿命化計画は、施設ごとの計画です。処理場なら処理場、管路なら管路といった計画になっていることから、施設ごとではなく下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する必要があるというところで、古賀市のみならず全国的にストックマネジメントの導入が進んでいるところです。本市においては、事業初期に整備した古賀水再生センターや管路施設に関しては整備開始から40年以上が経過しており施設の老朽化対策が不可欠となっています。この対策について、先ほど申し上げました、下水道施設を一体的に捉えて計画的な点検・調査及び修繕改築を行うことにより効率的かつ持続的な下水道機能の確保と改築事業費の低減を図ることを目的に、本年度、この公共下水道事業ストックマネジメント計画を策定

することとしており、今後の施設の維持管理はこの計画に基づき実施していくこととしています。ストックマネジメントの効果としましては、適正な点検調査によって下水道施設全体の状態を把握し、下水道施設の不具合発生を未然に防止することが可能になることや、劣化した施設のリスク評価を行い、その評価による優先順位を考慮した対策を行うことによって合理的な施設管理が可能となり、改築事業費の低減や、長期予測を踏まえた改築費用の平準化につながると考えております。

委員 難しいですね。

下水道課長 大きな視点で物事を管理して、施設をもっている限りは適切な管理を行っていきましょ
うと、その管理結果を踏まえながらしっかりと。今まではどうしても管渠なら管渠、処
理場なら処理場と、時間が経過したら老朽化しているのではないかという解釈の下で改
築等を行ってきましたが、適正な管理を行って状態を把握しながら効率的に修繕改築を
行っていきましょうとかわってきているところです。それを今後やっていきたいという
ところです。

会長 色々ご説明がありましたけれども、全般的に何かございましたら。すぐにはわからない
と思いますけれども。

委員 全般的な話になりますが、経営改善のためには、収入増というよりも、コストをいかに
削減するかということが重要になってくるのかなという感想を持ちました。

会長 年間、下水道事業を維持していくだけでも相当な金額がかかっているのでしょうね。

下水道課長 その点については、次回以降に詳しくご説明したいと思っております。

委員 資料についてですが、次回、中長期的な財政資料は提示していただけますか。会長が言
われたように、財源状況を判断するうえではどうしても中長期的な財政見通しの資料が
必要になると思いますので、そのような資料関係を皆さんに渡さないと、皆さんの意見
も出ないと思います。

下水道課長 中長期的な視点、また、固定的に毎年どれだけの額が必要になってくるのかについては、
次回以降にお示ししていきたいと考えております。

会長 今回は下水道事業を理解してもらう、というのが目的ということですね。今日のところ
は、こういうことだったのだということで、皆さんよろしいでしょうか。

(5) 今後のスケジュール

会長 それでは、今後のスケジュールについて、次回いつするかということによろしいですか。
事務局から何かございますか。

下水道課長 審議会の第2回会議、第3回会議の日程調整をお願いしたいと思います。諸事情で欠席
される場合もあると思いますが、その際は事務局で個別に説明をさせていただくという
ことで対応させていただきたいと思います。先ほどスケジュールについては説明いたし
ましたが、8月あたりには答申をいただきたいということで考えさせていただいている

ところです。タイトなスケジュールになりますが、第2回、第3回までの日程を決めさせていただければと考えております。

下水道課 勝手ながら、事務局で第2回会議、第3回会議についての案がございまして、第2回会議は、6月27日火曜日、28日水曜日のいずれか、第3回会議は、7月24日月曜日から26日水曜日ごろでお願いできればと考えております。6月はあまり間があいておらずお忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

会長 時間は、皆さんの都合がよければ午前午後どちらでもよろしいですか。

管理係長 はい。どちらでも結構です。

会長 みなさん、ご都合はいかがですか。

委員 特に出席が難しい日はありません。

委員 大体所要時間はどの程度でしょうか。

下水道課長 2時間程度を予定しております。

会長 では、どちらも火曜日にいたしましょうか。午前でよろしいですか。

それでは、第2回会議は6月27日火曜日9時30分から2時間程度、第3回会議は、7月25日火曜日9時30分からの2時間程度といたします。

ご協力ありがとうございました。

下水道課長 開催通知は改めて送付いたします。資料も事前に送付したいと考えております。

(6) その他

会長 そのほかに、みなさんから何かございませんか。

委員 特にありません。

6. その他連絡事項

会長 それでは、次第の6. その他連絡事項にうつりますが、事務局から何かございませんか。

管理係長 事務局から連絡をいたします。

会議終了後に、事前に提出をお願いしておりました口座登録願等報酬関係の書類をいただきたいと思っておりますのでお願いいたします。また、報酬等の支払については、6月28日に口座へ振込みをさせていただければと考えております。

以上でございます。

会長 全体的にご質問、ご意見等はございませんか。

それでは、これで平成29年度第1回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。お疲れ様でした。